新しい最適所得税理論と日本の所得税制・最低賃金

國　枝　繁　樹[1)]

1．はじめに

1980年代以降の先進国の労働所得税制については、1986年のレーガン税制改革の影響を受け、税率構造のフラット化が進んだ。その背景にあったのは、課税ベースを拡大する一方、限界税率を引き下げることで労働供給等を促進し、経済成長を高めようという考え方であった。しかし、米国の税制改革の影響をめぐる実証研究で減税により主な働き手の男性労働者の労働供給はそれほど増加しないことが明らかになった。課税所得が税制改正前後で変化することから、労働の質が向上したとの主張もなされたが、その後の実証研究で課税所得の高い弾力性の主な原因は租税回避行動であることが示された。一方、ＩＴ化とグロバリゼーションの影響で、英米を中心にスーパーリッチに所得が集中し、所得格差が急拡大した。最近では、リーマンショック後の財政赤字の増加に応じて、英国等においては、最高税率の引上げ等による増収策が講じられるなど、高額所得者の負担増を求める動きが出てきている。

また、米国においては、貧困対策についても大きな変化があった。1990年代のクリントン政権下で伝統的な公的扶助政策から就労支援を中心に据えたwelfare to workの考え方に政策転換がなされた。就労すると給付額が増加する勤労所得税額控除（EITC）が拡充され、就労インセンティブの強化が図られた。同時に、働いても低賃金のため、十分な所得が得られない状態を改善するため、make work payの考え方の下、最低賃金の引上げも図られた。勤労所得税額控

1）一橋大学国際・公共政策大学院
本稿は、2010年の日本経済学会秋季大会および日本財政学会で発表した國枝（2010a）および國枝（2010b）を踏まえたものである。同発表に際し、貴重なコメントをいただいた先生方に感謝を申し上げたい。しかしながら、本稿の誤りの責は全て著者に帰するものである。なお、本研究は、文部科学省科学研究費（基盤研究Ａ）「税と社会保障の一体的改革－格差問題と国際化への対応」の支援を受けている。ここに感謝したい。

除のような就労インセンティブの強化等、貧困対策における就労支援重視の動きは、他の先進国においても見られている。

英米ほどではないにせよ、我が国においても経済格差が拡大しつつあるとの認識が広まりつつある。しかし、我が国の所得税制は1980年代後半の抜本的税制改革以降、第１表の最高税率の引下げに代表されるようにフラット化してきた。

第１表　所得税・住民税の最高税率の推移

年	所得税	住民税	合計
1984	70%	18%	88%（賦課制限）
1987	60%	18%	78%
1988	60%	16%	76%
1989	50%（2千万円超）	15%	65%
1995	50%（2千万円超）	15%	65%
1999	37%	13%	50%
2006	40%	10%	50%

このため、税制による所得再分配機能はOECD諸国の中でも最低レベルになってしまっている（第１図）。

従って、所得税の所得再分配機能の強化が我が国の税制改革の重要な課題となってくる。昨年末に決定された政府の税制改正案においては、給与所得控除圧縮等による高額所得者への深税強化が含まれた。

また、長引く不況の影響もあり、我が国においても貧困家計が増加している。従来型の生活保護制度の受給者が急増するとともに、働いても低所得しか得ることのできないワーキングプアの存在が注目を浴びるようになっている。我が国においても、勤労所得税額控除の導入が検討されるとともに、民主党政権の主導で最低賃金の大幅な引上げも検討されてきた。

他方、最適な所得税の税率構造や貧困家計への給付のあり方を分析する最適所得税理論は、1970年代にMirrlees（1971）がその枠組みを示した後、様々な研究

第１図　先進国の税による所得再分配

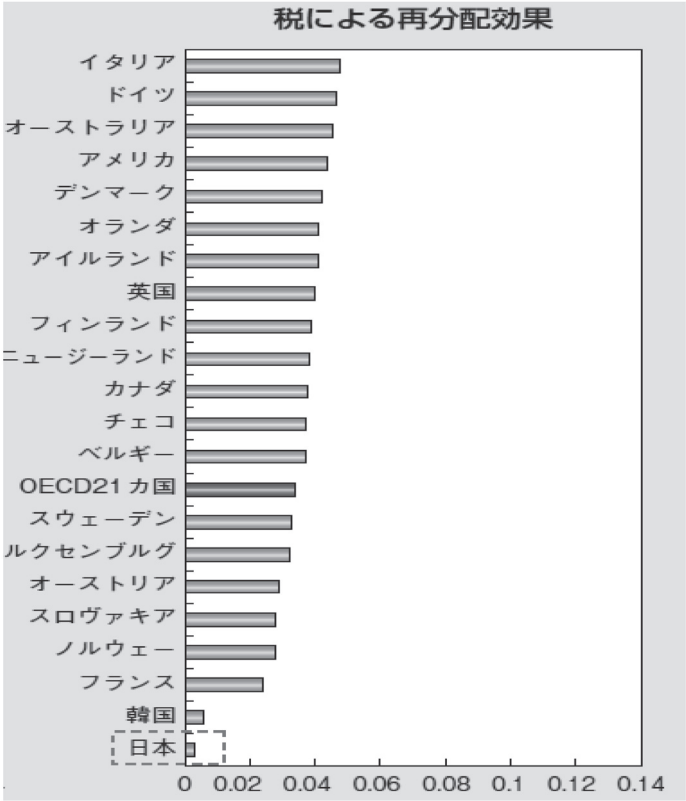

（出所：2009年度経済財政白書）

が進んだが、現実の各国の所得税制にはあまり重要な影響を与えなかった。だが、1990年代後半に入り、Diamond（1998）やSaez（2001）等により最適所得税理論の新しい枠組みが示され、課税所得（または労働供給）の弾力性や所得分布の推計値から最適な税率構造を導出することが可能となり、また累進的な税率構造が正当化された。最近では、新しい最適所得税理論の枠組みを踏まえた重要な所得税改革の提案がなされている。（英国の所得税改革につきMirrlees Review の中のBrewer, Saez and Shephard（2010）、米国のフェア・インカム・タックス構想

につきSaez（2010）を参照されたい。）

本稿においては、新しい最適所得税理論の枠組みに従い、我が国の高額所得者課税のあり方を考察した後、貧困政策のうち、公的扶助政策のあり方および関連して最低賃金の役割について論じることとする。

２．新しい最適所得税理論と高額所得者に対する所得税制

（１）新しい最適所得税理論の枠組み

最適所得税理論においては、各個人の効用水準に基づく社会厚生関数を最大化する所得税制をもって、最適な課税とする。具体的には、wの能力を有する個人が分布関数$F(w)$に従って0から∞の範囲に分布していると仮定する[2)]。各個人は、効用関数u(Y－T(Y), L)を有しており、所得Y(＝賃金水準w×労働時間L)から所得税T(Y)を差し引いた額の消費から効用を得て、同時に労働時間Lから不効用を得る。能力wの個人が効用最大化により選んだ労働時間をL(w)とすると、能力wの個人の支払う所得税額はT(Y)＝T(Y(w))＝T(wL(w))となり、効用水準は、wの関数 u(wL(w)－T(wL(w)), L(w))で示されるが、これをU(w)と定義する。その上で、社会厚生関数(W＝$\int_0^\infty G(U(w))\,dF(w)$)を想定し、一定の税収を確保しつつ（すなわち、$\int_0^\infty T(wL(w))\,dF(w) \geq R$（ここで、Rは必要とされる所与の税収額））、社会厚生関数を最大化する所得税関数T(Y)を導出する。

Diamond（1998）の論文は最適所得税理論の基本的枠組みに従っても、現実のU字型の限界税率構造に似た税率構造が最適となる可能性が大きいことを示し、注目を浴びた。Diamond（1998）は、明確な形で最適な税率構造に関する結論が出せるよう、quasi-linearな効用関数u(C, L)＝C－v(L)を仮定し、最適所得税率の公式を導出した。（この効用関数の下では、消費からの限界効用が一定で、労働供給の所得効果はゼロとなることに留意。）導出された公式は以下のとおりである。なお、導出の詳細についてはDiamond（1998）およびSalanie（2003）を参照されたい。

２）能力は、スキルとも呼ばれる。能力は個人の労働生産性を意味し、各個人の能力は、その賃金水準wに正確に反映されると仮定する。

$$\frac{T'(Y)}{1-T'(Y)} = A \times B \times C \qquad (1)$$

ここで　$A = \left(1 + \frac{1}{\varepsilon_L(w_Y)}\right)$

$B = \left(\frac{1-F(w_Y)}{w_Y f(w_Y)}\right)$

$C = \left(1 - \frac{D(w_Y)}{D(0)}\right)$

w_Y：$Y = Y(w_Y)$を充たすw

ε_L：労働供給の（税引き後）賃金に対する補償弾力性

$D(w) \equiv \frac{1}{1-F(w)} \int_0^\infty G'(U(x)) f(x)\, dx$：[w, ＋∞]の区間における$G'$の平均

この公式においては、望ましい限界税率($T'(Y)$)を決定する3つの要因が同式右辺のA, B, Cという明確な形で示される。まず、右辺のAの値は、労働供給の弾力性(ε_L)が高い場合には小さくなる。労働供給の弾力性が高い場合には、同じ税率でもより大きな厚生損失が生じることを考えれば、労働供給の弾力性が最適所得税率の有力な決定要因であることは容易に理解できる。

Bの分子である($1-F(w_Y)$)は、ある賃金水準w_Yよりも高いwを有している個人の割合を示している。あるw_Yに対する限界税率が引き上げられた場合、その賃金水準以上の賃金の個人の所得税額も増加する。従って、$1-F(w_Y)$が大きければ、所得税額が増加する納税者の数が増え、限界税率の引上げにより多額の税収が得られるため、より高い限界税率への引上げが望ましくなる。他方、限界税率の引上げは、その限界税率に面した個人のインセンティブを引き下げ、労働供給を減少させる可能性がある。それによる税収減の総額は、Aにある労働供給の弾力性のみならず、賃金水準w_Yおよび限界税率の増加に直面する個人の数（能力の分布の密度関数$f(w_Y)$が対応する。）にも依存する。従って、Bの分母に当たる$wf(w_Y)$が大きい場合には、対応するw_Yについての限界税率は（他が同じであれば）低い方が望ましいこととなる。

さらにCの値は、社会厚生関数の限界的な増分の、ある賃金水準 w_Y 以上の能力を持つ個人のみについての平均（$D(w_Y)$ に対応）と個人全員についての平均（$D(0)$ に対応）の2つの平均の比 $(D(w_Y))/D(0))$ に依存する。社会厚生関数において、裕福な者により小さなウエイトが付される（すなわち、相対的に貧しい個人により大きなウエイトが付される）と、この比は1よりも小さくなっていく。従って、この比の値を1から控除することで得られるCの値は、相対的な貧しい個人により大きな社会厚生関数上のウエイトを付される場合に大きくなり、望まれる限界税率もより大きなものとなる。極端なケースとしては、ロールズ型の社会厚生関数の場合には、最も能力のない個人の効用最大化のみを考えるので、最下限のwの個人以外について $(D(w_Y))/D(0))=0$ が成立し、Cの値は1となる。

結局、①労働供給の弾力性がより低い場合、②考察している限界税率の対象である個人よりも能力が高い個人が多い場合、③考察している限界税率が適用される個人の数が少ない場合、④社会厚生関数において、貧しい個人により相対的に大きなウエイトが置かれる場合に、最適な限界税率は高くなることとなる。

上述の4つの要素のうち、労働供給の弾力性と社会厚生関数における貧しい個人に付されるウエイトは、それぞれ個人の効用関数の形状や社会厚生関数の形状により決まってくる。これに対し、②および③については、個人の能力（およびそれに対応した賃金水準）wの分布の具体的な形状により、決まってくる。

本節では、まず高額所得者に対する課税を中心に考察する。まず、賃金水準の上限値 w_{max} が存在する場合を考えよう。この場合、定義により w_{max} を上回る能力を持つ個人は存在しないので、$1-F(w_{max})=0$ となり、(1) の2番目の括弧内の値が0となり、望ましい限界税率は0となる。（この結論は、Sadka（1976）やSeade（1977）により指摘されている。）しかし、上限値が存在しないような個人の能力分布を前提にすると、そうした単純な含意は得られない。賃金水準wが増加していくと上限値はないとしても、(1)式のBの分子である $1-F(w)$ は次第に減少し、0に近づいていく。しかし、他方、賃金水準wの分布は一般に単峰型であり、wが増加するのに伴い、Bの分母に含まれる $f(w)$ も減少し、0に近づいていくため、(1)式のBの値が逓増するのか、逓減するのかは、具体的な能力分布の形状に依存する。従って、高額所得者につき最適な限界税率は逓増的なの

か、逓減的なのかも、具体的な能力分布の形状がわからないと結論が出せないこととなる。

従来のシミュレーションにおいて、Mirrlees（1971）の論文以来、一般的によく仮定されてきたのは、対数正規分布であったが、現実の高額所得者の所得分布については、パレート関数に従う所得分布となっていることが知られている。（元々、パレート分布自体がParetoによる高額資産家の資産額の分布の研究から見出されたものである。）従って、高額所得者に対する最適所得税を検討する際には、対数正規分布ではなく、パレート分布を前提に分析を行なうことが適当と考えられる。パレート分布の場合、(1)式のBの値は、$1/\alpha$ で一定となる。

仮に、労働供給の弾力性 ε_L も一定だとすると、(1)式のAの値も一定となる。従って、望ましい限界税率がwの増加に伴い、増加するか、減少するかは、(1)のCの値の動向によって決定されることとなる。社会厚生関数において、個人に対して付された社会厚生上の限界的ウエイトが当該個人の賃金wが増加するにつれ、徐々に減少する場合には、あるw以上の個人に付された社会厚生上の限界的ウエイトの平均に対応するD(w)も、wの増加に伴い、減少していく。D(w)が減少していれば、Cの値は、次第に増加し、1に近づいていく。この場合には、(1)式より、最適な限界税率は、高額所得者につき逓増的なものとなる。このように、従来の多くの分析と異なり、高額所得者の所得分布につきより現実的なパレート分布を想定することにより、現実の所得税制と同様の逓増的な限界税率が望ましいことが明らかになった。この点が、Diamond（1998）の重要な貢献である。

最適な最高限界税率の具体的な値を導出するには、労働供給の弾力性およびパレート分布関数に加え、社会厚生関数についての仮定が必要となる。Diamond（1998）に倣い、社会厚生関数において最も能力の高い個人に付される社会厚生上の限界的ウエイトを示す次のパラメーターgを定義する。

$$g = \frac{G'(\infty)}{E[G'(U(w))]} \tag{2}$$

この定義よりすぐに$g=D(\infty)/D(0)$である。労働供給の弾力性ε_Lが一定であり、高額所得者の能力の分布がパレート係数αのパレート分布に従うとすると、gを用いれば、最適な（漸進的な）最高限界税率$T'(\infty)$は、次の簡単な公式で示すことができる。（Diamond（1998），Salanie（2003））

$$T'(\infty)=\frac{(1+\varepsilon_l)(1-g)}{\alpha\varepsilon_L+(1+\varepsilon_L)(1-g)} \tag{3}$$

従って、高額所得者の所得分布のパレート係数αおよび労働供給の弾力性ε_Lがわかれば、あとはふさわしいgを想定すれば、最適な最高限界税率が計算できることになる[3)]。

（２）課税所得の弾力性と最適所得税

過去においては、労働所得税の厚生分析を行う際に問題にされたのは主に労働供給（通常、労働時間で測定されてきた）の弾力性であったが、多くの実証研究（Hausmanの一連の研究を除く）においては、主な働き手である男性労働者（primary male worker）の労働供給の弾力性は小さいことが知られ、労働所得税による厚生低下は必ずしも大きくないと考えられていた。これに対し、労働所得税のディスインセンティブ効果としては、労働時間だけではなく、労働の強度（intensity）も重要であり、それが賃金率に反映されるとすれば、税制改正の課税所得（＝賃金率×労働時間）への影響を見る方が望ましいとの批判があった。Lindsey（1987）を嚆矢とするいくつかの実証研究は、課税所得の弾力性は相当

３）(3)式は、効用関数がquasi-linearであり、労働供給の所得効果が存在しないことを前提にしているが、現実には一定の規模の労働供給の所得効果が存在すると考えられている。この点を踏まえ、Saez（2001）は所得効果がある場合の最適な（漸進的）最高税率が以下の公式となることを示している。

$$T'(\infty)=\frac{(1+\varepsilon_l^u)(1-g)}{\alpha(\varepsilon_L^u-r)+(1+\varepsilon_L^u)(1-g+r)}$$

ε_L^u：　労働供給の賃金に対する非補償弾力性
r：　所得効果

大きいと指摘し、やはり労働所得税のもたらす厚生低下は大きいと主張した（Feldstein（1995））。

しかし、Slemrod、Goolsebeeらの実証研究により、課税所得の弾力性は一時的なものであるか、あるいは租税回避行動によるものが中心であり、労働の強度への影響は必ずしも重要でないことが明らかになり、Feldstein（1995）らの主張に疑問が呈された。

こうした批判に対し、Feldstein（1999）は、仮に課税所得の変化の中心が租税回避によるものだとしても、経済厚生を論じる上では、課税所得の弾力性に着目するのは正しいと主張した。すなわち、租税回避行動も個人の効用最大化に基づく行動だとすれば、労働所得課税強化により租税回避行動が誘発されるならば、それも労働所得税のもたらした歪みの一つであり、経済厚生への影響を考える上では、租税回避行動の影響も含んだ課税所得の弾力性に着目した厚生分析が、労働供給の弾力性のみに着目した厚生分析よりも適切であるとの考え方である。

ただし、Slemrod（2000）が強調するように、その場合の課税所得の弾力性は、税制全体への影響および時間を通じた影響を含めた弾力性でなければならない[4)]。また、課税所得の弾力性が租税回避行動への影響を中心に反映しているとすれば、課税所得の弾力性は課税ベースや税務執行のあり方により変化しうるものであると考えられる。米国における実証研究は、課税所得の弾力性が税制改革を反映して年代により異なることを示しており、そうした見方を裏付けている。その場合には、最適税制の研究においては、最適な課税ベースや税務執行のあり方も含めて考察する必要があることになる（Kopczuk（2005））。

また、Chetty（2009）は、税制の経済厚生を考慮する際に課税所得の弾力性に基づく経済厚生分析が適切とするFeldstein（1995）の主張に対し、租税回避の費用の一部は他の者の所得に転じただけにすぎないものも含まれていること、個

4）例えば、個人所得税の引下げにより、通常の法人から個人所得税の課税対象になるＳ法人へのシフトが起こった場合、個人所得税の税収増のみならず、シフトに伴う法人税の減収分まで含めて、税収への影響を見る必要がある。また、ストックオプションで増税直前のオプション行使により税収増があった場合は、増税直後にオプション行使の数が一時的に減少することまで含めて、増税の影響を考える必要がある（Slemrod（2000））。

人の中には租税回避の費用を過大評価している者もいること等から、課税所得の弾力性のみに基づく経済厚生の評価は、経済厚生の低下を過大に評価している可能性があることを指摘している。

最近の課税所得の弾力性の実証研究としては、米国においては、Saez, Slemrod and Gierz（forthcoming）のサーベイはε＝0.12～0.4としている。他方、我が国の課税所得の弾力性εについては、先行研究として、内閣府政策統括官（2001）のε＝0.074、八塩（2005）のε＝0.053および北村・宮崎（2010）のε＝0.20～0.28との推計がある。

（３）高額所得者の所得分布

一般に、高額所得者の所得分布は、対数正規分布よりパレート分布によってより適切に近似されると考えられる。パレート分布のパレート係数α_{income}が小さい場合は、スーパーリッチに所得がより集中していることを意味し、所得格差が大きいことを意味する。まず先行研究の多い米国の高額所得分布については、1970年代にα_{income}＝2.0だったが、最近では、α_{income}＝約1.5とされる（Pikkety and Saez（2003））。これは、米国において1980年代以降、スーパーリッチへの所得集中が急速に進んだことを意味している。また英国では、α_{income}＝約1.8との指摘がある。

我が国の高額所得者の所得分布が従うパレート分布のパレート係数α_{income}については、溝口（1987）は高額所得者番付を用いて1975～1982年平均でα_{income}＝約2.5と推計している。また、岩本・濱秋（2008）は、α_{income}＝3程度としている。これに対し、國枝（2009）は、2003年の高額納税者番付を利用して、所得1億円以上ではα_{income}＝約2.1、所得1億円未満ではα_{income}＝約2.25と推計している。高額所得者番付と高額納税者番付の違いのため、単純には比較できないものの、國枝（2009）において、溝口（1987）の約2.5よりも小さい約2.1のパレート係数の推計が得られたことは、我が国においてもスーパーリッチへの所得集中が進んだ可能性を示している。これは、賃金所得の集計値に基づき1990年後半以降トップ1%の高所得者の賃金所得中のシェアが増加しているとするMoriguchi（2010）の結果とも整合的である。

なお、所得は賃金×労働供給であり、賃金が能力に等しく設定されているとすると、能力の分布のパレート係数αと所得分布のパレート係数α_{income}の間には、$\alpha=\alpha_{income}/\varepsilon$の関係が成立する（Saez（2001））ので、所得分布のパレート係数から能力の分布のパレート係数を計算できる。

（4）最適な最高限界税率

高額所得者の所得分布に対応するパレート係数α_{income}と労働供給または課税所得の弾力性εがわかれば、後は社会厚生関数から決定されるgの値を仮定すれば、最適な最高限界税率を導出できることになる。社会厚生関数の形状により決まってくるgについては、g＝0、0.25および0.5の仮定を置くこととする。

これらのパラメーターを用いて我が国の最適な最高限界税率を計算したのが、第２表である。

第２表　最適な最高限界税率（α_{income}＝2.1の場合）

	八塩（2005） ETI＝0.053	内閣府（2001） ETI＝0.074	北村・宮崎（2010） ETI＝0.20～0.28
g＝0	89.98%	86.55%	62.97～70.42%
g＝0.25	87.08%	82.84%	56.05～64.10%
g＝0.5	81.79%	76.29%	45.96～54.35%

最適な最高限界税率は課税所得の弾力性およびgの仮定によりかなり変わるものの、北村・宮崎（2010）の推計値でg＝0.5としたケースを除いた全てのケースで、現行の50%を超えている。これは、我が国の個人所得税の最高税率は引上げの余地があることを意味している。ただし、最高税率を引き上げたとしても、増収額は限られており、財政再建の主な手段にはなりえないことに留意する必要がある。

（５）課税所得の弾力性の決定要因

新しい最適所得税理論においては、課税所得の弾力性を小さくする政策も重要な役割を果たす。課税所得の弾力性は、税率の変化に反応した労働供給の変化のみならず、税率の変化に反応した租税回避行動の影響も反映している。Gruber and Saez（2002）の課税所得の弾力性の推計は、米国の課税所得の弾力性が主に租税回避行動の影響を反映している可能性を示唆している。すなわち、米国の課税所得計算においては、まず総所得（Broad Income）の概念があり、若干の調整後を経て、調整済総所得（Adjusted Gross Income）が計算される。さらに、「基礎控除＋標準控除」、または「基礎控除＋各種控除（慈善寄付金、雇用経費等）」のどちらかを控除した額が、課税所得である。（米国の高額所得者の85%は各種控除を用いている。）Gruber and Saez（2002）は、総所得の弾力性はずっと低いことを見出しており、課税所得の弾力性は主に各種控除を通じた租税回避を反映しているものと考えられる。

これに対し、我が国の給与所得については、給与収入から給与所得控除または特定支出控除（通勤費、研修費、引越費用等）を選択して控除できる制度になっているが、ほとんどの納税者は給与所得控除を選択するため、米国のように各種控除を積極的に活用して租税回避を図ることが難しい。従って、内閣府政策統括官（2001）や八塩（2005）のように我が国の課税所得の弾力性が、米国の課税所得の弾力性よりも低く推計されても不思議はない。

他方、我が国においては、給与所得控除の見直しと特定支出控除の対象拡大により、確定申告を行う納税者を増やすことが望ましいという主張が伝統的に存在する[5)]。各種控除の圧縮と源泉徴収制度の強化により、確定申告を不要する者を増加させ、コンプライアンス・コストの低下と所得再分配の強化を図るという新しい最適所得税理論に基づく考え方を踏まえれば、我が国において特定支出控除の対象が拡大される場合でも、税務当局による確認が困難な項目は含めないなど、租税回避の余地を大きくさせないよう慎重な検討が必要と考えられる。

５）確定申告を行う者の数を増加させるべきとする論者は、確定申告が増加することで納税者意識の向上や政府支出への監視強化がもたらされるというメリットがあるとも主張している。しかし、筆者の知る限り、そうした主張を支持する実証研究はないと思われる。

3．新しい最適所得税理論と公的扶助政策

（1）労働時間の調整に着目した最適所得税理論

上述した最適所得税理論は、低所得者に対する現金給付を中心とする公的扶助政策の分析にも有用である[6)]。

まず能力の最も低い者（能力w_{min}）が就労している場合を考える。(1)式において、w_{min}よりも能力が低い者はいないのだから、$D(0)=D(w_{min})$であり、従って、最適所得税の公式（5）のCは0となり、能力の最も低い者に対する最適な限界税率は0となる（Seade（1977, 1982））。これは、最も能力の低い者に対する限界税率を正にして税収を増加させても、さらに能力の低い者がいないため、所得再分配により社会厚生を引き上げる余地がないからである。

しかし、実際には、最も能力が低い者を含む相対的に能力の低い者が就労せずに、公的扶助の支給を受けている状況が現実的であろう。その場合には、非就労者の直面する限界税率の引上げにより最も能力の低い者以外の非就労者からの税収も増加する。最も能力の低い者以外からの税収は所得再分配に活用することができるので、社会厚生の引上げにつながる。このため、非就労者に対する限界税率は正となる（Ebart（1992））。具体的にどの程度の限界税率となるかは、シミュレーションによる分析が必要になるが、Saez（2001）の(1)式（厳密には注３の式）の最適所得税の公式に基づく導出では、かなり高い限界税率が最適とされている。

伝統的な生活保護制度においては、所得が最低保障所得を超えると、生活保護の給付が停止されるか、または大幅に減額されることになっており、限界税率が非常に高くなっている（我が国の生活保護制度では、83～93%との推計（橋本（2006））がある。）この高い実効税率が生活保護受給者の就労を妨げているとの批判もなされてきたが、労働時間の調整に着目した最適所得税理論では、非就労者に対する高い限界税率は必ずしも否定されないことは興味深い。

（2）就労・非就労の選択に着目した最適所得税理論と勤労所得税額控除

最近の労働供給の弾力性の実証研究においては、労働時間の変化（“intensive

6）公的扶助全般に関するサーベイとしては、國枝（2008）を参照されたい。

margin”）に関する弾力性は小さく、むしろ就労するか否か（“extensive margin”）の方が弾力性が大きいことが見出されている。高賃金の労働者の多くは既に就労しており、就労・非就労の選択はそれほど重要ではないが、低賃金の労働者の場合は、就労・非就労の選択が重要な意味を持つ。就労・非就労の選択に着目した最適所得税理論の分析は、Diamond（1980）を除けばほとんど存在しなかったが、Saez（2002）は、就労・非就労の選択を重視した最適所得税制を考えると、低所得の労働者への補助金を含む勤労所得税額控除（EITC）が最適になることを指摘した。

以下、本節では、Saez（2002）に従い、就労・非就労の選択に着目した最適所得税制につき分析する。まず、単純化のため、次のような仮定を置く。労働者には、低能力の労働者と高能力の労働者の2種類が存在する。人口全体を1とした上、低能力の労働者の割合を h^0_1、高能力の労働者の割合を h^0_2 とする。（従って、$h^0_1+h^0_2=1$ である。）全ての職の労働時間は1で固定されているとし、労働者には、就労する（L＝1）か、非就労（L＝0）かの選択しかない（ここで、Lは労働供給量）。その国の経済には、低能力の労働者が就労可能な低賃金（賃金 w_1）部門と高能力の労働者が就労できる高賃金（w_2）部門の2部門があると仮定する。その結果、労働者は、①低賃金（w_1）部門で就労（L＝1）しているか、②高賃金（w_2）部門で就労（L＝1）しているか、あるいは③非就労（L＝0）でいるかの3つのどれかの状況に置かれていることになる。低賃金部門で就労している労働者（ワーキングプア）の人口比を h_1、高賃金（w_2）部門で就労している労働者の人口比を h_2、そして非就労者の人口比を h_0 とする。

最初に、賃金（w_1 および w_2）が所与の場合を検討する。両部門の企業については、生産の規模の収益は一定で、企業の利潤は0と仮定する。

労働者の効用関数は、線型で

$$u=c_i-\theta\times L \qquad (i=1 \text{ or } 2) \tag{4}$$

と仮定する。労働者は就労した場合、θ の不効用を被る。この不効用の水準 θ は、労働者により異なり、その分布は、$P_i(\theta)$ の分布関数に従う。また、線型の効用関数であることから、所得効果は存在しない。

政府は、就労状況（低賃金部門で就労（i=1）、高賃金部門で就労（i=2）または非就労（i=0））に応じて、税 T_i を課税する。T_i が負の値をとるときは、政府が給付を行うことを意味する。従って、各状況での消費 c_i と税 T_i（負の場合は給付）の関係は次のようになる。

第i部門で就労している場合の消費額　$c_i = w_i - T_i$　（i=1 or 2）　(5)

非就労の場合の消費額　$c_0 = -T_0$　(6)

各部門で就労する際の限界税率 τ_i は次のように定義される。

$$\tau_i = \frac{T_i - T_0}{w_i} \tag{7}$$

これを(5)式および(6)式と組み合わせると次の関係が得られる。

$$1 - \tau_i = \frac{c_i - c_0}{w_i} \tag{8}$$

労働者は、就労すれば、$u = c_i - \theta$　(i=1, 2)の効用を得て、非就労であれば、$u = c_0$ の効用を得る。前者が大きければ、労働者は就労することを選ぶ。すなわち、$c_i - c_0 \geq \theta$ の関係にあれば就労するが、(8)式を用いれば、その関係は、

$$(1 - \tau_i)\, w_i \geq \theta \tag{9}$$

と書き換えることができる。所与の賃金と税制の下、θ が(9)式を充たす労働者は就労する。従って、第i部門での労働供給 h_i は、その部門の賃金に対応する能力を有する労働者の総数 h^0_i のうち、(9)式を充たす θ を有する労働者の比率 $P_i((1-\tau_i)\, w_i)$ に対応する分に等しくなる。

$$h_i = h^0_i \times P_i((1-\tau_i)\, w_i) = h^0_i \times P_i(c_i - c_0) \qquad (i=1 \text{ or } 2) \tag{10}$$

低賃金部門および高賃金部門で（10）式で決定される h_1 および h_2 の労働者が働

き、残りの$(1-h_1-h_2)$の労働者は非就労となる。

こうした状況の下、政府は、政府の予算制約式の下、最適な所得税額（すなわち、T_0、T_1およびT_2）を設定することで、社会厚生SWの最大化を図る。社会厚生SWは、各人の効用水準に基づく次のような社会厚生関数により決定されると仮定する。

$$
\begin{aligned}
SW &= \int G(u)\,dv \\
&= (1-h_1-h_2)\,G(c_0) + h^0_1 \int_0^{c_1-c_0} G(c_1-\theta)\,p_1(\theta)\,d\theta \\
&\quad + h^0_2 \int_0^{c_2-c_0} G(c_2-\theta)\,p_2(\theta)\,d\theta
\end{aligned}
\tag{11}
$$

(11)式の下段の式は3つの項に分かれている。第1項は、非就労者に係る社会厚生である。$(1-h_1-h_2)$人存在する非就労者は全員、能力にかかわらず、トランスファーに基づく$u=c_0=-T_0$だけの効用水準を享受するため、その効用水準の労働者に付された社会厚生$G(c_0)$に、非就労者の人数$(1-h_1-h_2)$を乗じたものが、非就労者全体に係る社会厚生に等しくなる。第2項は、低賃金部門で就労する労働者に係る社会厚生である。低能力の労働者のうち、労働の不効用θがc_1-c_0以下の者が就労しているが、彼らの効用水準は、$u=c_1-\theta=w_1-T_1-\theta$に等しい。$\theta$により効用水準は異なってくるため、$c_1-\theta$の効用水準に付された社会厚生$G(c_1-\theta)$に、対応する$\theta$の不効用を有する労働者の総数（＝低能力の労働者数$h^0_1$×低能力の労働者における不効用の分布の密度関数$p_1(\theta)$）を乗じたものを、0から$c_1-c_0$まで積分したものが、低賃金部門で就労する労働者全体に係る社会厚生に対応する。第3項は、高賃金部門の就労者に係る社会厚生であるが、その導出は、低賃金部門の就労者に係る社会厚生の導出と同様である。

他の政府支出はないとすると、非就労者へのトランスファーは、両部門の労働者への課税によりまかなわれる。また、低賃金部門の労働者にもトランファーがなされる場合$(w_1-c_1<0)$には、非就労者および低賃金部門の労働者へのトランスファーは、高賃金部門の労働者への課税によりまかなわれる。どちらの場合も、政府の予算制約式は次の(12)式のとおりとなる。

$$h_1(w_1-c_1)+h_2(w_2-c_2)=h_0c_0 \tag{12}$$

政府は、予算制約式（12）の下で、社会厚生関数（11）を最大化する。数学的には、ラグランジェ法により、最大化の条件を導出するが、その際、税額 T_i につき微分するのではなく、消費額 c_i につき微分を行う。（賃金が所与の下、(5)式および(6)式から、最適な消費額が決まれば、最適な所得税額も自動的に決定されることに留意。）なお、予算制約式に係るラグランジェ乗数を λ とする。最適条件の具体的な導出過程は、Saez（2002）を参考にされたいが、最適条件の経済学的な意義を理解するために、第i部門で就労する労働者に対する T_i の限界的な減税（または給付増）で、c_i を c_i+dc_i に増加させた場合の社会厚生の貨幣換算の変化を考えてみる。

まず、この減税により第i部門の労働者の消費が増加し、既に第i部門で就労している労働者の効用が、1人あたり dc_i だけ増加する。その結果、社会厚生関数SWは、次の(13)式に対応する分だけ増加する。

$$h_i^0 \int_0^{c_i-c_0} G'(c_i-\theta)\, p_i(\theta)\, d\theta \times dc_i \tag{13}$$

この社会厚生の増加分を貨幣換算するためには、ラグランジェ乗数 λ で除すればよい。従って、第i部門で既に就労している労働者に係る社会厚生の貨幣換算された増分は、次の(14)式で示される。

$$h_i^0 \int_0^{c_i-c_0} G'(c_i-\theta)\, p_i(\theta)\, d\theta \times dc_i/\lambda \tag{14}$$

ここで、各就労状況(i)の全労働者に対する1ドルの給付のもたらす社会厚生上の限界的ウエイト g_i を次のように定義する.

$$g_0 = G'(c_0)/\lambda \tag{15}$$

$$g_i = h_i^0 \int_0^{c_i-c_0} G'(c_i-\theta)\, p_i(\theta)\, d\theta/(\lambda h_i) \qquad (i=1 \text{ or } 2) \tag{16}$$

この定義を用いると、第i部門で既に就労している労働者に係る社会厚生の貨幣換算された増分である(14)式は、

$$h_i g_i dc_i \tag{17}$$

と簡単な形に書き換えられる。他方、減税（または給付増）($dT_i = -dc_i$)により、既に第i部門で就労している労働者からの純税収は減少する。１人あたり減税額×第i部門の就労者数という機械的な減収額は、

$$-h_i dc_i \tag{18}$$

に等しい。しかし、同時に、減税（または給付増）に伴い、第i部門での就労者が増加するというbehavioralな反応によっても純税収は変化しうる。就労者の増加($dh_1(>0)$)に伴う税収のbehavioralな変化額は、

$$\tau_i w_i dh_i \tag{19}$$

となる。第i部門の就労者が元々、課税されていれば($\tau_i>0$)、(19)式は正であり、トランスファーを受け取っていれば($\tau_i<0$)、(19)式は負となる。

ここで、第i部門の労働供給の税引き後の賃金に係る弾力性e_iを次のように定義する。

$$e_i = \frac{(1-\tau_i)\,w_i}{h_i}\,\frac{\partial\, h_i}{\partial\,(1-\tau_i)\,w_i} \qquad (\mathrm{i}=1 \text{ or } 2) \tag{20}$$

すると、(19)式は次のように書き換えられる。

$$\frac{h_i e_i \tau_i dc_i}{1-\tau_i} \tag{21}$$

最適な所得税制の下では、限界的な消費額の増加(dc_i)による社会厚生の増加（貨幣換算）（17）と純税収の純変化額（機械的純税収減（18）と就労増加による税収の変化額（21）の差）は等しくなる。従って、最適な消費水準（上述の説明により、すなわち最適な所得税制）においては、

$$h_i g_i dc_i = h_i dc_i - \frac{h_i e_i \tau_i dc_i}{1-\tau_i} \tag{22}$$

が成立しているはずである。

この等式（22）から、就労選択を考慮した最適所得税率の公式(i＝1 or 2)

$$\frac{\tau_i}{1-\tau_i} = \frac{1-g_i}{e_i} \tag{23}$$

が導出される。

他方、非就労者へのトランスファーの最適な設定を導出するため、ラグランジェ式を $c_0(=-T_0)$ につき微分し、それが0に等しいすると、次の等式が導出される。

$$h_0 \times g_0 + h_1 \times g_1 + h_2 \times g_2 = 1 \tag{24}$$

この等式は、最適な所得税制は、社会厚生上の限界的ウエイト g_i の加重平均は1であるように税額（トランスファーの額を含む）が決められることを示している。

最適所得税率は、(23)式により決定されるが、その含意を考えてみよう。まず、最も恵まれた高賃金部門で就労する労働者に付された社会厚生上の限界的ウエイト g_2 は、一般的には、低賃金部門の就労者や非就労者に付された限界的ウエイトよりも小さいものと考えられる。（ただし、純粋に功利主義的な効用関数の場合には、$g_2=1$。）しかし、もう一つの条件は、社会厚生上の限界的ウエイト g_i の加重平均は、1であることを求めているため、高賃金の第２部門で就労する労働者に付された社会厚生上 g_2 は、1より小さいはずである。その場合、(23)式より限界税率 τ_2 は、正となる。最も恵まれた高賃金部門の就労者が税を負担するのは、当然の結果とも言える。

他方、最も恵まれない状況にいる非就労者については、社会厚生上の限界ウエイト g_0 が平均である1より大きいと考えられるが、彼らの予算制約式は $c_0(=-T_0)$ で、政府がトランスファー（T_0 が負）を提供しなければ消費ができない状況である。従って、最適な所得税制においては、非就労者に対しトランスファーが提

供される。

問題は、低賃金の第1部門での就労者に対する税制である。賃金格差が大きく、低賃金の第1部門の就労者が、現実の経済でのワーキングプアに対応する貧困層に対応するとすれば、社会厚生上、平均以上の限界的ウエイト($g_1>1$)が付されることも十分ありうる。その場合、(23)式より低賃金部門での就労者に対する最適な限界税率は負($\tau_1<0$)となる。

負の限界税率は、低所得者の就労に対する補助金を意味している。現実の所得税制（トランスファーを含む）において、負の限界税率が生じるのは、勤労所得税額控除（EITC）制度である（國枝（2008）参照）。勤労所得税額控除で最も所得の低い層に対応するフェーズイン段階においては、就労して所得が伸びれば、政府からの給付金額も増加し、限界税率は負になっている。他方、いわゆる「負の所得税」（Negative Income Tax）においては、低所得者に給付はなされるものの、所得増加に応じて、給付額は漸減されるため、限界税率は正であり、最適所得税制ではない。第2図においては、勤労所得税額控除と負の所得税の下での給付額・課税額について一例を示している。勤労所得税額控除の下では、政府か

第２図

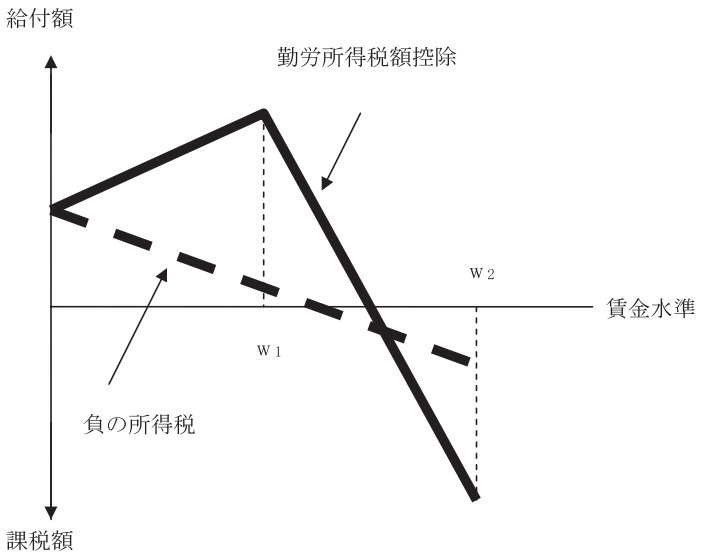

らの給付額は、非就労者よりも低賃金部門の労働者の方が高くなる（太い実線）が、負の所得税では、ワーキングプアに対する給付は非就労者よりも削減されている（太い点線）。

(23)式で与えられた最適所得税率の公式は、ワーキングプアに対して、平均的な人々よりも相対的に大きな社会厚生上のウエイトが付されていれば、勤労所得税額控除が最適な所得税制であることを示しており、非常に重要な意義を有している。

しかし、Rothstein（2009）は、勤労所得税額控除が就労を促し、低能力の労働者の労働供給が増加する結果、低能力の労働者の受け取る均衡賃金が低下する可能性を指摘した。その場合には、勤労所得税額控除は低能力の労働者ではなく、主に企業側に恩恵を与えることになりかねない。

Rothstein（2009）の指摘の理解を容易にするため、部分均衡モデルで説明する。第1部門の労働者に対して、政府が就労時の給付を導入する場合を考える。第３図に示されているように、就労時の給付導入の結果、労働供給曲線は下方にシフトする。均衡賃金は、OBからOCに低下し、雇用量はL_1まで増加する。企業にとっての余剰は、台形BE_0E_1Cの面積だけ増加する。労働者は均衡賃金に加え、

第３図

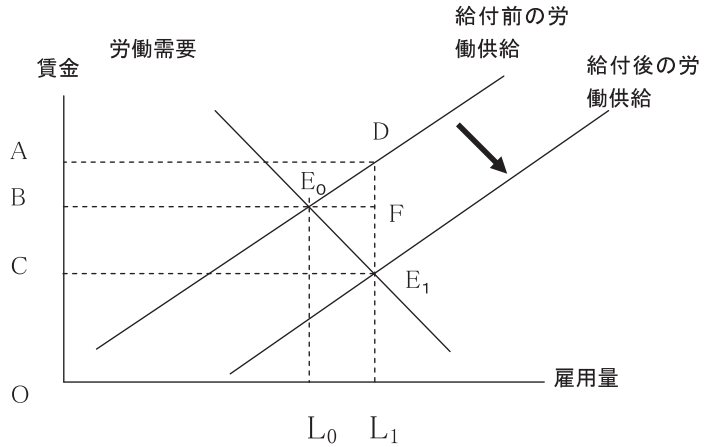

線分ACに等しい額の給付を受け取る。従って、労働者の余剰は、台形ADE_0Bの面積だけ増加する。しかし、政府は長方形ADE_1Cの面積に等しい給付額を支払っており、その財政負担は国民一般が負うことになる。給付のための税負担と総余剰の増加を較べると、その差に対応する三角形E_0E_1Dの面積だけ死荷重が発生することになる。これは通常の商品の市場で売り手側に補助金を交付した場合に生じる死荷重と同じである。また、第1部門の労働者に支払われた雇用量当たりの給付額に対応する線分ACのうち、労働者の手取り額増加に貢献するのは、線分ABの部分のみであり、残りの線分BCの部分は企業側に帰着しており、第1部門の労働者への就労給付は貧困政策としてあまり有効ではない。Rothstein（2009）は、その場合、就労効果の小さい伝統的な負の所得税の方が低能力の労働者の均衡賃金への影響まで考慮すると、むしろ望ましい可能性があることをシミュレーションで示している。

4．新しい最適所得税理論と最低賃金

（1）最低賃金と最適所得税制の関係に関する先行研究

貧困政策としては、公的扶助以外にも様々な政策があるが、最適賃金も多くの国で実施されている貧困政策の一つである。最適な所得税制と最低賃金の関係についての先行研究は必ずしも多くないが、Guestnerie and Roberts（1984）は、不完全情報の下、最適な所得税制が存在しても、それは次善の状態にすぎず、最低賃金が存在した方が望ましいケースがありうることを指摘した。例えば、限界税率が一定の線型所得税制のみ存在する場合、最低賃金の導入が社会厚生上望ましくなりうる。

しかし、Allen（1987）は、非線型所得税まで含めた場合には、最適な所得税制の下、最低賃金は不要であることを明らかにした。これは、最適非線型所得税制下で、他の規制等の導入が望ましくなるのは、当該規制により、誘因両立制約が緩和される場合であるが、最低賃金の導入は、低能力の労働者の賃金を引き上げるため、高能力の労働者が低能力のふりをするインセンティブを高めてしまい、むしろ誘因両立制約をより厳格化するからである。

これに対し、Boadway and Cuff（2001）は、就労可能者が企業からオファー

があれば必ず就労しなければならないような厳格な生活保護制度の存在を仮定している。その場合、最低賃金制の下、就労する者は最低賃金以上の能力を有することを顕示することになるので、誘因両立制約が緩和される。誘因両立制約の緩和で、より積極的な所得再分配が可能となり、生活保護水準の向上が実現される。従って、最適所得税制の下、最低賃金の導入は社会厚生を引き上げ、望ましいものとなる。

Boadway and Cuff（2001）の議論で注目すべき点としては、最適な所得税制下で、生活保護水準は、最低賃金より高くなることである。通常、生活保護水準が最低賃金よりも高くなると、就労可能でも就労せずに生活保護を受給するというモラルハザードが生じることが問題にされるが、Boadway and Cuff（2001）のモデルの想定する生活保護制度においては、就労可能者が最低賃金での就労を止めて、生活保護を受けることはできないことが仮定されているため、そうしたモラルハザードの可能性が排除されているからである。我が国で、最低賃金が生活保護水準を下回ることが問題とされていることに鑑みれば、生活保護水準が最低賃金よりも高くてよいとするBoadway and Cuff（2001）の主張は興味深いが、就労可能者が生活保護を受給することを完全に阻止できるとする仮定は、必ずしも現実的ではない。

（2）就労選択に着目した最適所得税制と最低賃金

就労選択に着目した、最適所得税制と最低賃金の分析としては、Marceau and Boadway（1994）、Lee and Saez（2008, 2010）等がある。上述のRothstein（2009）が指摘したように、最低賃金が存在しない場合、勤労所得税額控除の導入により低能力の労働者の均衡賃金が低下してしまい、勤労所得税額控除の恩恵の多くを、雇用者が享受する可能性がある。しかし、最低賃金が存在する場合には、状況が異なる。単純化のため、従来の賃金水準に最低賃金が設定されていると仮定する。第３図に最低賃金を加えたのが第４図である。同図が示すように、最低賃金（線分OBに等しい）が存在している場合には労働供給曲線がシフトしても、雇用量は最低賃金と労働需要曲線の交点で決まるため、L_0のまま、変化しない。企業側の余剰は変わらない。他方、既存の労働者は、1人当たり線分BGに等しい給

付を受け取るため、労働者の余剰は、長方形GHE_0Bの面積だけ増加するが、政府は就労所得税額控除の給付を行っており、同額の税負担が生じる。両者は相殺され、死荷重は発生しない。すなわち、最低賃金が存在する場合の給付は、ランプサム・トランスファーになっている。従って、最低賃金で就労しているワーキングプア（低賃金部門での労働者）に対するトランスファーを増加させることは、ワーキングプアに付されている社会厚生上の限界的なウエイトが1より大きい限り、非効率性を生むことなく、社会厚生を増加させる。

第４図

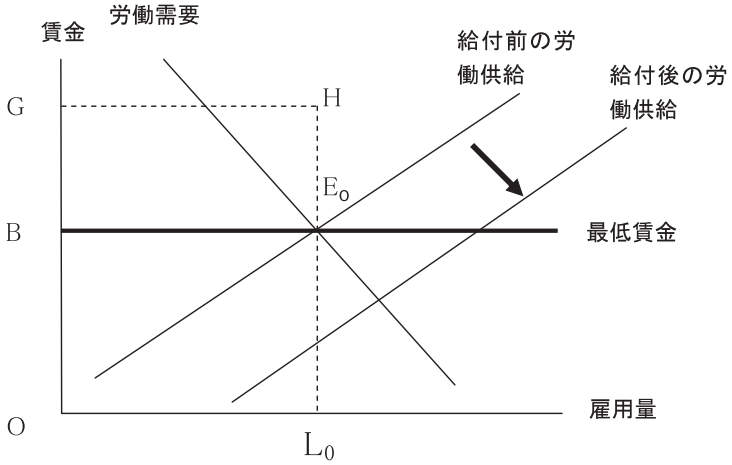

その結果、勤労所得税額控除によりワーキングプアに対する支援策がなされている場合でも、有効な最低賃金の導入が望ましくなる。勤労所得税額控除と最低賃金は、単純に所得再分配政策として代替関係にあるのではなく、最低賃金の存在が勤労所得税額控除拡大による死荷重の増加を抑止し、勤労所得税額控除によるより積極的な所得再分配を可能にするという結論は、非常に興味深い。このことは、最低賃金か公的扶助かという議論ではなく、最低賃金と公的扶助政策の双方を有機的に結びつけた政策論議が必要なことを意味している。

最適な最低賃金水準は、最低賃金導入による失業者の所得に対する社会厚生上

の限界的ウエイトが小さい場合に高くなる。最低賃金導入により失業する労働者に付された社会厚生上のウエイトが相対的に低ければ、最低賃金導入の弊害は小さいからである。また、最適な勤労所得税額控除による補助率が高い場合には、最適な最低賃金は高くなる。これは、勤労所得税額控除による補助率が高ければ、最低賃金の引上げで勤労所得税額控除の対象者が失業した場合の政府支出の減少額が大きくなるためである。

さらに、低賃金部門における企業サイドの労働需要の弾力性が低ければ、最低賃金を引き上げても失業者の発生が相対的に少なくてすむので、最適な最低賃金の水準は高くなる。

逆に、低賃金部門における労働供給の弾力性が高い場合には、最低賃金引上げで発生する失業者の留保賃金が相対的に高くなり、失業に伴う効用の低下が比較的少なくてすむため、最適な最低賃金の水準は高くなる。（こうした結果の導出方法については、國枝（2010b）を参照されたい。）

（3）我が国の最低賃金政策への含意

我が国においても、就労しても十分な所得が得られないワーキングプア問題への対応として最低賃金の引上げが提案されてきた。2010年6月には、政府労使代表による雇用戦略対話ワーキンググループにおいて、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が合意された。しかし、中央最低賃金審議会では労使の調整が難航するなど、実際の最低賃金引上げについては今後とも論争が続くものと考えられる。

最低賃金の引上げにつき、我が国の経済学者は失業者の増大を招くおそれがあるとして、必ずしも好意的ではなく、最低賃金の引上げよりも勤労所得税額控除の導入を推奨することが多かった。しかし、上述したように、社会厚生の観点からは、勤労所得税額控除と最低賃金は必ずしも代替的ではなく、むしろ補完的に働きうる政策である。理論的には、最低賃金は、特に最低賃金により生じる失業者がefficient rationing により決定される場合、労働供給の弾力性が高い場合、労働需要の弾力性が低い場合および勤労所得税額控除が導入されている場合に導

入が望ましい可能性が高い。

我が国における最低賃金に関する実証研究は必ずしも多くなかったが、最近のKawaguchi and Mori（2009）等では、最低賃金で働いている労働者の類型として、世帯主でない中年の既婚女性労働者や若年労働者が多いことを指摘し、最低賃金が貧困対策としてあまり有効でないと主張した。しかし、他方、世帯主でない既婚女性労働者は労働供給の弾力性が比較的高いことで知られている。また、103万円または130万円の壁の存在により最低賃金の引上げに対し既婚女性労働者が比較的多く労働供給の調整を行うとすると、最低賃金引上げ時に、家計に他の稼得者がいるために留保賃金が高い者から職を離れる一種のefficient rationingの状況にある可能性もある。最低賃金引上げで失業が増加するかについては、我が国の実証研究では結果が分かれているが、Kambayashi, Kawaguchi and Yamada（2009）では失業増につながるが、その規模は限定的としている。これらの点は、我が国において、最低賃金を補完的に貧困対策として用いることを支持する要因となりうる。

今後、我が国においても、最低賃金の引上げにつき、単に失業増をもたらすか否かという観点のみならず、勤労所得税額控除等の政策を補完する政策との観点からの具体的検討が行われることが望まれる。

５．終わりに

本稿においては、新しい最適所得税理論から見た高額所得者課税、公的扶助および最低賃金のあり方について論じた。社会厚生の観点から我が国の最高税率には引上げの余地があり、また低所得者の労働供給において就労の選択が労働時間の調整よりも重要だとすると、限界税率が負となる勤労所得税額控除の導入が望ましい。また最低賃金は勤労所得税額控除の導入により均衡賃金が下落するのを防ぎ、勤労所得税額控除を補完する機能を有している。

新しい最適所得税理論は、課税所得（または労働供給）の弾力性や所得分布のパラメーターの推計値があれば、最適な所得税の税率構造の推計も行えるなど、現実の所得税改革に関する重要な示唆を提供してくれる。今後、我が国においても、新しい最適所得税理論に基づき、所得税改革が議論されることが望まれる。

［参考文献］

（欧文文献）

Allen, S. (1987), "Taxes, Redistribution, and the Minimum Wage: A Theoretical Analysis," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.102, No.3, pp. 477-490.

Boadway, R., and K. Cuff (2001), "A Minimum Wage can be Welfare-improving and Employment enhancing." *European Economic Review*, Vol. 45, pp. 553-576.

Brewer, M., E. Saez, and A. Shephard (2010), "Means-Testing and Tax Rates on Earnings," in J. Mirrlees, chair, *Dimensions of Tax Design*, Oxford University Press, pp. 90-173

Chetty, R. (2009), "Bounds of Elasticities with Optimization Frictions: A Synthesis of Micro and Macro Evidence on Labor Supply," NBER Working Paper No. 15616

Diamond, P. (1980), "Income Taxation with Fixed Hours of Work," *Journal of Public Economics*, Vol. 13, pp. 101-110

Diamond, P. (1998), "Optimal Income Taxation: An Example with U-shaped Pattern of Optimal Marginal Income Tax Rates," *American Economics Review, Vol.88, No, 1*, pp.83-95

Guesnerie, R., and K. Roberts (1987), "Minimum Wage Legislation as a Second Best Policy," *European Economic Review*, Vol.31, pp.490-498.

Gruber, J. and E. Saez (2002), "The Elasticity of Taxable Income: Evidences and Implications," *Journal of Pubic Economics*, Vol.84, pp. 1-32.

Ebert, U. (1992), "A Reexamination of the Optimal Nonlinear Income Tax," *Journal of Public Economics*, Vol. 49, pp. 47-73

Feldstein, M. (1995), "The Effects of Marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1986 Tax Reform Act," *Journal of Political Economy,* Vol.103, No.3, pp.551-572

Feldstein, M. (1999), "Tax Avoidance and the Deadweight Loss of the Income Tax," *Review of Economics and Statistics*, Vol.81, No.4, pp.674-680

Kambayashi, R., D. Kawaguchi, and K. Yamada (2009), "The Minimum Wage in a Deflationary Economy: The Japanese Experience, 1994-2003," Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series No. 74, Institute of Economic Research, Hitotsubashi

University

Kawaguchi, D., and K. Yamada (2007), "The Impact of Minimum Wage on Female Employment in Japan," *Contemporary Economic Policy*, Vol.1, pp. 107-118

Kawaguchi, D., and Y. Mori (2009), "Is Minimum Wage as Effective Anti-poverty Policy in Japan?" *Pacific Economic Review*, Vol.14, No.4, pp532-554

Kopczuk, W. (2005), "Tax Bases, Tax Rates and the Elasticity of Reported Income," *Journal of Public Economics*, Vol. 89, No. 11-12, pp. 2093-2119

Lee, D., and E. Saez (2008), "Optimal Minimum Wage Policy in Competitive Labor Markets," NBER Working Paper, No. 14320

Lee, D., and E. Saez (2010), "Optimal Minimum Wage Policy in Competitive Labor Markets," mimeo, University of California, Berkeley

Lindsey, L. (1987), "Individual Tax Payers Response to Tax Cuts: 1982-1984 with Implications for the Revenue Maximizing Tax Rates," *Journal of Public Economics*, Vol.33, pp. 173-206

Marceau, N., and R. Boadway (1994), "Minimum Wage Legislation and Unemployment Insurance," *Scandinavian Journal of Economics*, Vol. 96, pp. 67-81

Mirrlees, J. (1971), "A Exploration in the Theory of Optimal Income Taxation," *Review of Economic Studies*, Vol.38, pp. 175-208.

Moriguchi, C. (2010), "Top Wage Income in Japan, 1951-2005," *Journal of Japanese and International Economies*, Vol.24, pp.301-333

Pikkety, T., and E. Saez (2003), "Income Inequality in the United States, 1913-1998," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 118, No. 1, pp.1-39

Rothstein, J. (2009), "Is the EITC equivalent to an NIT? Conditional Cash Transfer and Tax Incidence," NBER Working Paper No. 14966

Sadka, E. (1976), "On Income Distribution, Incentive Effects and Optimal Income Taxation," *Review of Economic Studies*, Vol. 43, pp. 261-268

Saez, E. (2001), "Using Elasticities to Derive Optimal Tax Rates," *Review of Economic Studies, Vol.68*, pp.205-229

Saez, E. (2002), "Optimal Income Transfer Program: Intensive Versus Extensive Labor Supply Response," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 117, pp. 1039-1073.

Saez, E.（2010）, “From Optimal Tax Theory to Practice: Comprehensive US Tax Reform,” presented at Annual Meeting of American Economic Association, Atlanta、GA

Saez, E., J. Slemrod, and S. Giertz（forthcoming）, “The Elasticity of Taxable Income with Respect to Marginal Tax Rates: Critical Review,” *Journal of Economics Literature*

Salanie,B.（2003）, *The Economics of Taxation*, MIT Press

Seade, J.（1977）, “On the Shape of Optimal Tax Schedules,” *Journal of Public Economics*, Vol. 7, pp. 203-235

Seade, J.,（1982）, “On the Sign of the Optimal Marginal Income Tax,” *Review of Economic Studies*, Vol. 49, No.4, pp. 637-643

Slemrod, J.（1990）, “Optimal Taxation and Optimal Tax Systems;” *Journal of Economic Perspectives*, Winter Vol. 4, No.1, pp. 157-178

Slemrod, J.（2000）, “Economics of Taxing the Rich,” in J. Slemrod eds., *Does Atlas Shrug?: the Economic Consequences of Taxing the Rich*, Harvard University Press, pp.3-28

Slemrod, J. and J. Bakija（2008）, *Taxing Ourselves*（*4th edition*）, MIT Press

Slemrod, J. and W. Kopczuk（2002）, "The Optimal Elasticity of Taxable Income," *Journal of Public Economics*, Vol.84, No.1, pp.91-112

（邦文文献）

岩本康志・濱秋純哉（2008）、「租税・社会保障制度による再分配の構造の評価」、『季刊・社会保障研究』、第44巻第3巻、266-277頁

川口大司（2009）、「最低賃金と雇用」、大橋勇雄編著『労働需要の経済学』、ミネルヴァ書房、263-291頁

北村行伸・宮崎毅（2010）、「日本における課税所得の弾力性と最適所得税率：全国消費実態調査の個票データによる分析」、Global COE High-Stat Discussion Paper Series No. 150, 一橋大学経済研究所

國枝繁樹（2008）、「公的扶助の経済理論Ⅰ：公的扶助と労働供給」、阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』、東京大学出版会

國枝繁樹（2009）、「最適所得税理論と日本の所得税制：アップデート」、第８回現代経済政策研究会議（2009.11.29）にて報告、淡路島夢舞台国際会議場

國枝繁樹（2010a）、「最適所得税理論と日本の所得税制：アップデート」、日本経済学会秋季大会（2010.9.19）における報告、関西学院大学

國枝繁樹（2010b）、「最低賃金と最適所得税制：我が国の最低賃金政策への含意」、日本財政学会（2010.10.10）における報告、滋賀大学

黒田祥子・山本勲（2007）、「人々は賃金の変化に応じて労働供給をどの程度変えるのか？労働供給弾性値の概念整理とわが国のデータを用いた推計」、『金融研究』第26巻第2号、1-40頁

小林航（2009）、「最低賃金と給付政策に関する理論的考察」、『日本労働研究雑誌』、第593号、94-106頁

内閣府政策統括官（2001）、「1990年代における所得税制改正の効果について」、政策効果分析レポートNo.9

橋本恭之（2006）、「税・社会保障制度と労働供給」、樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策』、日本評論社、323-341頁

溝口敏行（1987）、「日本の高額所得者の分布」、『経済研究』 第38巻第2号、130-138頁

八塩裕之（2005）、「所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果」、『一橋論叢』、第134巻第6号、1135－1158頁